

(N10) 土木学会地域貢献事業規程

2020年1月17日 制定

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程（以下「規程」という）第8条の規定に基づき支部が実施する、地域における活動を支援する事業を「地域貢献事業」（以下「本事業」という。）と称し、必要な事項について定める。

(目的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材の育成および地域の安全・安心の確保に係る活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するため、規程第3条に定める事業を実施する。

(事業の原資)

第4条 本事業の原資は、別途「土木学会地域貢献事業に係る資金に関する規則」で定める、当該支部の所有する「地域貢献資金」を原資として行う。

(資金の構成)

第5条 地域貢献資金は、次に挙げるものをもって構成する。

- (1) 第4条に規定する資金として寄附された財産。
- (2) 理事会において資金に繰り入れることを議決した財産。

(寄附の申込)

第6条 寄附の申し込みは当該支部が定める寄附申込書等による。

(寄附金受入決定通知)

第7条 支部を通じて受ける寄附の受入決定は、支部幹事会等、当該支部が定める組織で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 支部を通じない寄附の受入決定は、支部幹事会等で審査の上、理事会が決定するものとする。
- 3 前1項及び2項の結果は速やかに寄附申込者に通知する。

(礼状及び寄附金受領証明書の発送)

第8条 寄附の入金があった際には、礼状及び寄附金受領証明書を発行するものとする。

(資金の管理)

第9条 規程に従い管理し、会計規程の定めるところにより取扱うものとする。

- 2 資金については、計画的な取り崩しにより事業の実施に係る直接経費に充当するものとする。
- 3 前項の取り崩し額は、予算に計上しなければならない。
- 4 第2項以外に充当するときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業の運営、事業の決定)

第10条 本事業の運営、事業の決定については、別途「土木学会地域貢献事業の運営に関する規則」で定める

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (2020年1月17日 理事会議決) この規程は、2020年1月17日から施行する。

本規程の制定により、次の規程を廃止する。土木学会北海道支部地域貢献事業規程(平成22年3月19日制定)、土木学会東北支部地域貢献事業規程(平成22年3月19日制定)、土木学会関東支部地域貢献事業規程(平成22年3月19日制定)、土木学会中部支部地域貢献事業規程(平成22年3月19日制定)、土木学会関西支部地域貢献事業規程(平成21年11月20日制定)、土木学会中国支部地域貢献事業規程(平成21年11月20日制定)、土木学会四国支部地域貢献事業規程(平成21年9月11日制定)、土木学会西部支部地域貢献事業規程(平成22年3月19日制定)